

上平委員からのご意見
(案)

平成28年 月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子

流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例(案)
について(答申)

平成27年12月15日付け流社第463号で諮問のあった
ことについて、下記のとおり答申します。

記

高齢化社会の進展をふまえ、高齢者に対する各種サービスの充実が求められる中、敬老祝金についても、現状に応じた見直しが求められる状況にあると考えます。

諮問内容については、案のとおり見直しを行うことに賛同します。

なお、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

1 敬老祝金対象者及び家族に対するかかわりについて

敬老祝金の支給に当たっては、単に金銭を支給するにとどまらず、高齢者に対する敬意と感謝の念を伝えることが重要である。

そのため、支給に当たっては、高齢者及びその家族にとって祝金の意義を十分に感じられる方法をとることが望まれる。地区の自治会や民生委員等に協力を依頼し、高齢者の生活状況や健康状態、家庭の状況等の把握を行うとともに、状況に応じて高齢者や家族に対して適切な援助を行うものとする。

2 福祉サービスの多様化と充実について

今後も高齢化は進行し、流山市においても、介護・医療費等の大幅な増加が見込まれている。そのことからも、健康で活力ある高齢者を増やしていくための施策を実施し、高齢者の健康寿命の伸長を図るとともに、生活の質を高めていくことが大切となる望まれる。

そこで、今回、敬老祝金の見直しを行う一方、ことに伴つて、すべての高齢者が地域で健康な生活を送るためのサービスを、より一層充実していくことが望まれる。

具体的には、高齢者の活動の場の増設や介護予防事業の充実を図ることなどが挙げられる。また、それに加え、それらを利用していない高齢者についても、生活実態や地域生活を送るうえでのニーズについて調査・把握して適切な対応を行い、高齢者が生きがいを感じられる社会を実現するよう努めていくことが望まれる。

3 今後の対応について

当市の条例はその目的として、高齢者に対し祝金を支給することを謳っているが、その本旨は高齢者の長寿を祝福するとともに敬老思想の高揚を図り、高齢者福祉の増進に寄与するということであり、金銭支給に拘るべきではないとする考え方もある。敬老の趣旨については、今後も尊重するべきと考える。

一方では、ただし当市の少子高齢化は今後一層進行することが予想されている。そのことからも、高齢者の現状やニーズについて、関係各方面に対しての継続的な調査を行い、社会の現状に応じた、金銭の支給に拘われない長寿を祝福する条例の敬老祝金のあり方についても、今後、引き続き検討していくことが望まれる。

上平委員からのご意見
(案)

平成28年 月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子

「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部
改正について（答申）

平成27年12月15日付け流社第464号で諮問のあったこ
のことについて、下記のとおり答申します。

記

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行及び「児童
福祉法」の改正に伴う特定疾病的拡大に合わせて、当該見舞金支
給の対象疾病を拡大することについては異論ありません。

また、対象疾病的拡大に伴い、対象者の大幅な増加が想定され
る中で、療養者とその保護者の鬱病や労苦に報いる当該見舞金支
給の趣旨を尊重しつつ、一方では、限られた財源の範囲内で持続
可能な制度として存続させていくために、支給額を見直す必要性
があることは、十分に理解できるところです。します。

従い、諮問内容については、案のとおり見直しを行うことに賛
同します。

なお、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

1 見舞金の支給額について

見舞金支給額については、近隣他市の状況も勘案して、市と
しての限られた財源の範囲内での持続可能な、妥当な支給額を
慎重に検討し、決定すること。

2 難病患者への情報の周知について

新たに見舞金の対象者となる者に対して、見舞金の趣旨や申請手続きについて適切な情報提供を行い、サービス利用についての情報が対象者にもれなく周知されるように努めること。

3 今後の課題について

今後については、以下のような意見もあり、参考にして頂きたい。

現在の規則は、現金の支給のみとなっているが、今後は、難病患者やその保護者および関係者の意向も十分聴取の上、現金支給に限らない各種サービスによる支援も検討されることを望む。

また、対象となる難病以外の疾患により苦しむ患者やその保護者についても、本規則を参考としての何らかの配慮をすることを望みたい。